

令和6年1月
第
222
号

品 国保だより

沖縄市 KOKUHO-DAYORI

| 今月の被保険者数 (令和5年11月末現在) | |
|--------------------------|---------|
| 人口 | 142,248 |
| 世帯数 | 66,550 |
| 被保険者数 | 37,979 |
| 国保世帯数 | 23,079 |

国民健康保険料の軽減について

○産前産後期間に係る保険料軽減

| | | |
|----------------------|---|--|
| 内容 | 届出により産前産後期間に係る国民健康保険料の令和6年1月以降分が軽減されます。 (届出は出産予定日の6カ月前から可能です) | |
| 対象者 | 沖縄市国民健康保険に加入している方で令和5年11月1日以降に出産を予定している(または出産した)方 ただし妊娠85日(4カ月)以降の出産となります。 (死産・流産・人工妊娠中絶含む) | |
| 免除となる 保健料 | 免除と なる期間 | 単胎妊娠：出産(予定)日が属する月の前月から4カ月間 多胎妊娠：出産(予定)日が属する月の3カ月前から6カ月間 |
| 届出方法 | いずれかの方法でご提出ください 国民健康保険課窓口にて提出 国民健康保険課へ郵送にて提出 ぴったりサービス利用し電子申請(マイナンバーカードお持ちの方) 産前産後機関に係る保険料軽減について | |
| 必要書類 | 親子(母子)健康手帳等 | |



※保険料軽減の決定等に係る書類は世帯主宛にお送りします。詳しくはホームページをご覧ください

○その他の保険料減免

失業(自己都合除く)や疾病等により所得が減少し、就労が困難であるなど保険料のお支払いが困難な世帯と認められる場合は、保険料が減免になります。それぞれに申請期限や適用期間、減免割合、所得要件等ありますので、保険料のお支払いが困難になった方は**お早めにご相談ください**。申請の遅れにより、減免できないことがあります。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係
電話098-939-1212(内線2108・2116・2120・2121・2127)

令和6年度市・県民税兼国民健康保険料所得申告について

次のいずれかに該当する場合は収入がなくても所得の申告が必要です。

- 国民健康保険に加入している方
- 後期高齢者医療に加入している方

所得の申告がない場合には……

- ① 保険料の軽減措置が受けられなくなります。
- ② 所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります。

市民税申告期間

令和6年2月16日(金)から
令和6年3月15日(金)まで



令和5年国民健康保険料支払済通知書(ハガキ)の送付について

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに普通徴収(口座振替、納付書、アプリ決済)で納付した方を対象に、令和6年1月下旬に、ハガキにて通知書を送付します。

国民健康保険料の納付額は、確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除として申告できます。**参考資料としてご利用ください。**

特別徴収(年金天引き)により納付された国民健康保険料の納付額については、日本年金機構から送付される「源泉徴収票」に記載されていますので、そちらをご確認ください。

※確定申告(年末調整含む)時に書類の添付義務はありません。

お問い合わせ：国民健康保険課 収納対策係 電話：098-939-1212(内線2108・2113・2120・2121・2127)

CKD(慢性腎臓病)を予防しよう



1. CKDってどんな病気?

CKD(慢性腎臓病。英語でChronic Kidney Disease)とは、体の臓器の一部である「腎臓」の働きが徐々に低下していく、様々な腎臓病の総称です。日本に約1330万人(推計)いると言われ、これは成人の8人に1人の割合になります。

主な原因は、糖尿病や高血圧の生活習慣病が多く、早い段階からの治療が重要になります。CKDが進行すると、やがて腎臓の機能が働かなくなり、やがて人工透析による治療が必要になります。



腎臓の場所

腰のあたりに位置し、握りこぶしより少し小さいサイズで左右に1つずつあります。血液から老廃物を尿へ送り出す働きや、骨や骨を作る上で重要な働きをしています。



年間 約※500万円

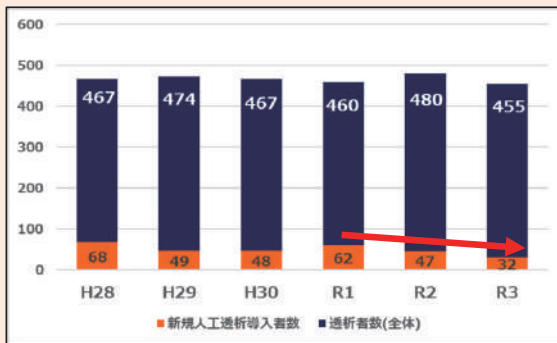
1年間にかかる人工透析の治療費が高額で、血液透析の場合は週 3~4日は通院が必要となり、経済的・身体的に大きな負担となります。



※治療費には、診療行為により個人差が生じます。

2. 沖縄市民の健康状態 (平成28年度 ~ 令和3年度)

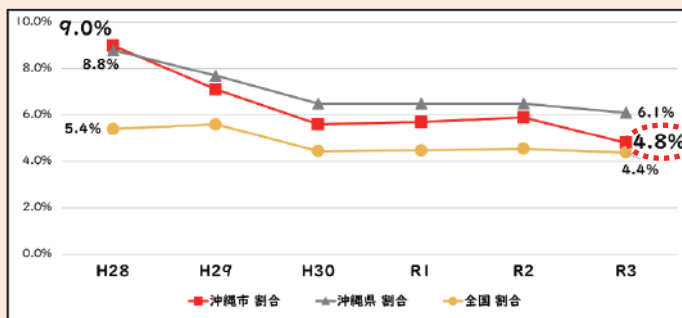
○人工透析患者数と新規人工透析導入者の推移 (図1)



人工透析で治療を受けている患者さんは450名を超えているんだね。新規で人工透析を導入する人は、令和元年度から少しずつ減ってきているね。



○令和3年度 国保医療費に占めるCKD(慢性腎臓病・人工透析あり)の割合(図2)



令和3年度の国保医療費に占めるCKD(慢性腎臓病・人工透析あり)の割合は4.8%。県よりは低いけど、国よりは高い状況なんだね。



| | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 沖縄市 | 金額 | ¥994,598,980 | ¥768,424,750 | ¥594,091,380 | ¥614,849,550 | ¥634,319,510 | ¥574,815,290 |
| | 割合 | 9.0% | 7.1% | 5.6% | 5.7% | 5.9% | 4.8% |

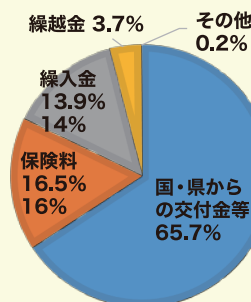
沖縄市国民健康保険の財政状況について

令和4年度の決算は、

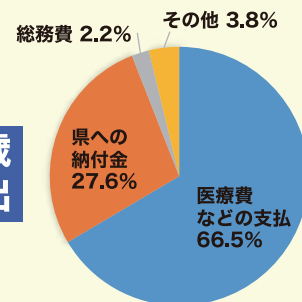
歳入: 18,456,724,474円
歳出: 16,989,579,779円
収支: 1,467,144,695円

となりました。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

歳入



歳出



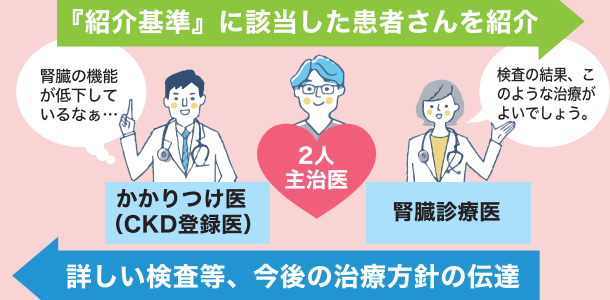
CKD（慢性腎臓病）を予防しよう

3. 沖縄市の取組

CKD(慢性腎臓病)予防に向けた取組として、中部地区医師会・全国健康保険協会沖縄県支部(協会けんぽ)・うるま市・沖縄市で平成29年に四者協定を締結し、『※**ちゅらまーみ(腎)プロジェクト**』を推進しています。
 かかりつけ医(CKD登録医)と腎臓を専門に診ている医師(腎臓診療医)が連携して、CKDの患者さんを支える仕組みづくりです。
 ※) 腎臓を方言で「まーみ(豆)」と呼び、良い状態の腎臓を守るなどの意味があります。



かかりつけ医(CKD登録医)と腎臓診療医の連携



つこが
大切
①

まずは、健康診断を!!



沖縄市では個別健診(病院で受ける)、または集団健診(市が実施する)を行っています。健康診断では、eGFRや尿検査(尿蛋白、尿潜血)でCKDリスクがわかります。血圧、糖(空腹時血糖値、HbA1c)の値が高い人も、早い段階から予防を心掛けましょう。



沖縄市ホームページ
健康診断・がん検診

受けた人は、健康診断結果をチェックしてみよう

●腎機能項目

| 検査項目 | 要精審査判定基準()からは注意が必要な値 |
|------|-----------------------|
| eGFR | 45未満(60未満で注意が必要) |
| 尿蛋白 | +以上(±で注意が必要) |
| 尿潜血 | 2+以上(+で注意が必要) |



●血圧

収縮期血圧(上) 130以上
 拡張期血圧(下) 85以上

●糖代謝

空腹時血糖 100以上
 HbA1c 5.6以上

つこが
大切
②

異常があれば、適切な医療受診を!!

健診で尿検査や血液検査で異常が出たら、まずは通院されている内科のかかりつけ医にご相談下さい。通院先がない方は、下記のリスト(QRコード)を参考に受診して下さい。

CKD登録医(かかりつけ医)リスト



腎臓診療医リスト



この記事のお問合せ先
 沖縄市役所市民健康課
 ☎(098)939-1212
 ○一般健診、特定健診、がん検診に関する事は
 健診係(内線2245、2246)
 ○CKDに関する事は
 保健指導係(内線2262)

交通事故等にあつたとき

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をした場合の治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けたとき、国保または後期高齢者医療制度が立て替え、後日、加害者に対して治療費を請求することになります。そのため「第三者行為による傷病届出書」の手続きが必要になります。

※示談をする前に必ず国民健康保険課まで届出・ご相談ください。

お問い合わせ：国民健康保険課 電話 098-939-1212 給付係(内線2115) 後期高齢医療係(内線2101)

国民健康保険医療費通知のお知らせ

《医療費通知とは》

国民健康保険加入の皆さまに、医療費の総額等お知らせすることにより、健康に対する関心と制度への理解を深めていただくために送付しております。また重複診療などで過剰診療していないか正しい受診を心掛けて頂くとともに、医療機関の請求額に誤りがないかなどを確認していただくことを目的としています。

(年3回：9月、1月、3月)

発送時期：令和6年1月下旬

対象期間：令和5年6月から10月診療分(※令和5年1月から5月診療分は令和5年8～9月に発送済)

《確定申告の活用について》

医療費通知は、医療費控除の申告の手続きで「医療費の明細書」として使用することができます。(※ただし、11月～12月診療分については、3月末頃送付予定となっていることから医療機関等からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を申告書に添付してください。)

なお、医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(医療機関等の請求漏れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が掲載されない場合があります。)

お問い合わせ：国民健康保険課 給付係 電話 098-939-1212 (内線 2114)

後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

○令和5年 保険料支払済通知書(ハガキ)の送付について

令和5年中に、1回でも保険料を普通徴収(口座振替・アプリ決済・納付書)で納付した方に、「支払済通知書」を1月下旬に送付します。確定申告などの社会保険料控除の資料としてご活用ください。

尚、今回から特別徴収(年金天引き)分は含まれておりません。申告の際は、日本年金機構等から届く「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」、「年金振込通知書」等をご参照ください。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 納付期間 | 令和5年1月1日から令和5年12月31日 |
| 特別徴収納付額 | 0円(年金天引で納めた方も全員0円と記載しています。) |
| 普通徴収納付額 | 普通徴収(口座振替・アプリ決済・納付書)で納めた額 |
| 合計 | 1年間に普通徴収で納めた額 |

○「医療費のお知らせ」について

沖縄県後期高齢者医療広域連合から送付される「医療費のお知らせ」は、確定申告の添付資料として使用できます。6月～9月診療分は、令和6年1月に送付いたします。(1月～5月診療分は、令和5年9月に送付しております。)10月～12月診療分については、令和6年5月頃送付予定となっていることから医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を申告書に添付してください。

○「医療費のお知らせ(医療費通知)」の交付について

1年分の医療費通知の交付申請を沖縄市役所にて受付けしております。ただし、交付は2月中旬以降です。申請方法や申請に必要なもの、受取方法等詳しい内容につきましては、沖縄市公式ホームページまたは担当までお問い合わせください。



医療費通知

○保険料の減免申請期限について

令和5年度後期高齢者医療保険料の減免申請期限は、各納期の7日前です。失業、疾病等により所得が減少している世帯は、期限内に申請してください。また、期限までに申請が困難な方等は、事前にご相談下さい。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 電話 098-939-1212 (内線 2101・2118)

Marumasa
丸正印刷株式会社

〒903-0211 本社/沖縄県西原町字小那覇1215番地
☎(098) 835-8181 (代) FAX(098) 835-8184
<http://www.marumasa.or.jp/>

ここからできる感動いっぱい
LAMINEX 有限会社 **ラミネックスセンター**

オンデマンドプリント・コピー&データプリント・製本・ファイル
スキャニング・電子化・メモリアルグッズ・ラミネート加工
車両ラッピング・大判プリント・看板・壁紙・特殊印刷

〒904-0031 沖縄市上地2-9-6 <http://www.laminex-c.jp/>
TEL (098) 932-1234 E-mail : koza@laminex-c.jp